

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
「EPIRBの次世代基準の導入等」

(意見募集期間：令和4年6月4日～令和4年7月4日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般社団法人 全国船舶無線協会	電波法施行規則等の一部を改正する省令（別添1）の11頁の（経過措置）の2について、 「令和六年一月一日までは、なお従前の例によることができる。」とあるが、「令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。」とすべきではないのか。	頂いたご意見のとおり、修正いたします。	有
2	全日本空輸株式会社	航空機に搭載している自動型救命無線機（Automatic Emergency Locator Transmitter：以下、Auto ELT）は飛行中等に被雷した場合、作動点検、機能点検（整備事由）において試験電波を発射し、正常な作動を点検する必要がある。Auto ELTは、事故にあった航空機の位置特定を容易にするものであり、人命救助に直結する重要な装置である。そのため、確実に作動することを点検する必要があり、安全性の観点から発射試験は必ず実施しなければならない。 一方で、電波法の定めにより、試験電波は毎時00分から05分の1時間に1回の5分間に限定されているため、他の整備作業が終了しているにも関わらず、発射試験を待つ場合があることや、申請の手続きによっては1時間弱、次の試験時間まで待機する場合もあり、定時性に影響が生じているケースがあった。 今般の平成17年総務省告示第1096号を改正する試験電波発射時間の追加案については、航空機の定時性向上に貢献する改正案であり、切に早期改正を要望します。	賛同の御意見として承ります。	無
3	株式会社JALエンジニアリング	121.5Mhzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法の改正に賛同します。 121.5Mhzの電波は、航空機に装備されている航空機用救命無線機（ELT）に使用されており、航空機が落雷を受けた場合等には、無線機の健全性を確認すべく当該電波の発射を行い試験することが航空機メー	賛同の御意見として承ります。	無

		<p>カーのマニュアルに定められています。</p> <p>これまで、この試験電波の発射時刻については、毎時0分から5分と短時間に限定されていましたが、本改正案により、電波を発射することができる機会が増加することから、電波を発射するまでの待機時間が短縮され、結果、運航における定時制の改善が期待されます。</p> <p>当社が整備を行う航空機だけでも年間100件以上も落雷を受けており、本邦の航空業界全体における利用者の利便性の向上はかなり大きなものとなるものと推察されます。</p> <p>また、世界的にも規制が残る中、本邦において当該規制が緩和されることは、本邦航空運送事業者の国際的な競争力を強化することに繋がります。</p> <p>上記より、本改正内容については利用者の利便性の向上ならびに本邦航空運送事業者の競争力向上が見込まれることから、賛同します。</p>		
4	株式会社パスコ	<p>別添5の「平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を改正する告示案」について賛同いたします。</p> <p>本告示の改正により、宇宙無線通信を行う無線局の占有周波数帯域幅は、無線設備規則 別表第1の表に規定される値によらず別に指定することが可能となり、これまで同表の規定値に合致しなかった当該無線局を、実用局として開設することが可能になると期待されます。</p>	賛同の御意見として承ります。	無
5	株式会社インフォステラ	<p>(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案</p> <p>(2) 平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>(3) 平成十八年総務省告示第六百七号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>(4) 平成十七年九月二十九日総務省告示第千九十六号（一二・五MHzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>(5) 平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第4の規定に基づく総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>以上(1)から(5)項に関し賛成致します。 規則の改訂により、人工衛</p>	賛同の御意見として承ります。	無

		<p>星通信において、諸外国で長年使用されている電波型式への対応が可能となります。</p> <p>同規則が近年の人工衛星通信を想定した規定になっておらず、技術的に何か問題になっているのではなく、制度がニーズに合致していない、追いついていないところかと思われ、改訂により様々なニーズに対応した人工衛星通信が可能となる点で改正に賛成します。</p>		
6	個人1	<p>電波法施行規則第2条37の7及び38 改正前の文章について、理由は不明であるが及びの前に船舶局が欠落していたものと推測される。よって改正後の並びには不要と思われる。省令としての文体を考えても不自然な表現である。</p>	<p>改正前の電波法施行規則第2条第1項第37号の7の「衛星位置指示無線標識」と同項第38号の「衛星非常用位置指示無線標識」には、人工衛星局の中継により信号を送信する無線設備と航空機局に対して信号を送信する無線設備が含まれているものです。</p> <p>本改正は、これらに船舶局に対して信号を送信する無線設備を追加するものですので、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無
7	個人2	<p>「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」</p> <p>縦書きと横書きが混ざって見っせいよ。</p> <p>読みにくくてしかたなっせえよ。</p> <p>縦見いて、横見いて辛か。</p> <p>こんな事してはいかんとよ。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無